

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たりの翌日
は、日曜
日、休
むと
き、)

目 次

◇ 告 示

保険医等の登録
保険医の登録

国民健康保険医等として登録があつたものとみなされるもの

結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

解除予定の保安林

都市計画の変更に係る案の縦覧

建築基準法による道路の位置の指定

告 示

鳥取県告示第八百七十五号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-------|-------------|--------------|
| 加川 教史 | 鳥 葉 第 四三四号 | 昭和五十五年八月二十五日 |
| 中曾 美砂 | 鳥 葉 第 四三五号 | 昭和五十五年九月一日 |
| 高木 有子 | 鳥 葉 第 四三六号 | 昭和五十五年九月二日 |
| 渡部 博昭 | 鳥 医 第二、五二三号 | 昭和五十五年九月四日 |
| 林 永祥 | 鳥 医 第二、五二四号 | " |
| 大谷 純 | 鳥 医 第二、五二五号 | 昭和五十五年九月五日 |
| 山根 歳章 | 鳥 医 第二、五二六号 | 昭和五十五年九月八日 |
| 船本 浩治 | 鳥 医 第二、五二七号 | " |
| 佐藤 一彦 | 鳥 医 第二、五二八号 | " |

| | | |
|-------|------------|------------|
| 小谷 眞美 | 鳥医 第二、五二九号 | " |
| 北田 文則 | 鳥医 第二、五三〇号 | " |
| 和仁 孝夫 | 鳥医 第二、五三一号 | 昭和五十五年九月十日 |

鳥取県告示第八百七十六号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保保医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-------|------------|-------------|
| 越智 浩二 | 鳥医 第二、五三二号 | 昭和五十五年九月十日 |
| 足立 百 | 鳥医 第三、三九六号 | 昭和五十五年九月十二日 |
| 森田 享弘 | 鳥医 第三、三九七号 | " |

鳥取県告示第八百七十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令三百六十三号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 氏 名 | 登録の記号及び番号 | 登録の年月日 |
|-------|--------------|--------------|
| 加川 教史 | 鳥国 薬 第四三四号 | 昭和五十五年八月二十五日 |
| 中曾 美砂 | 鳥国 薬 第四三五号 | 昭和五十五年九月一日 |
| 高木 有子 | 鳥国 薬 第四三六号 | 昭和五十五年九月二日 |
| 渡部 博昭 | 鳥国 医 第二、五二三号 | 昭和五十五年九月四日 |
| 林 永祥 | 鳥国 医 第二、五二四号 | " |
| 大谷 純 | 鳥国 医 第二、五二五号 | 昭和五十五年九月五日 |
| 山根 歳章 | 鳥国 医 第二、五二六号 | 昭和五十五年九月八日 |
| 船本 浩治 | 鳥国 医 第二、五二七号 | " |
| 佐藤 一彦 | 鳥国 医 第二、五二八号 | " |

| | | |
|---------|-------------|-------------|
| 小谷 眞美 | 鳥国 医第二、五二九号 | 〃 |
| 北田 文則 | 鳥国 医第二、五三〇号 | 〃 |
| 和 仁 孝 夫 | 鳥国 医第二、五三一号 | 昭和五十五年九月十日 |
| 越 智 浩 二 | 鳥国 医第二、五三二号 | 〃 |
| 足 立 百 | 鳥国 齒第 三九六号 | 昭和五十五年九月十二日 |
| 森田 享 弘 | 鳥国 齒第 三九七号 | 〃 |

鳥取県告示第八百七十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定に基づき、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|--------------|-----------|---------------------|
| 辞退年月日 | 指定医療機関の名称 | 所在地 |
| 昭和五十五年九月二十八日 | 水垣内科医院 | 鳥取市徳尾字石堂田 一五一―一六 |
| 〃 | 家 森 薬 局 | 東伯郡赤碕町大字赤碕 一―四九 |

鳥取県告示第八百七十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定に基づき、医療機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| | | |
|--------------|--------------------|----------------------|
| 指定年月日 | 医療機関名 | 所在地 |
| 昭和五十五年九月二十九日 | 水垣内科 | 鳥取市徳尾字石堂田 一五一―一六 |
| 〃 | 家 森 薬 局 | 東伯郡赤碕町大字赤碕 二〇一―一六 |
| 〃 | 株式会社太陽堂薬局 倉吉営業所 | 倉吉昭和町 五〇二番地一 |

鳥取県告示第八百八十号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡三朝町大字下畑字小代路六七三の四六、六七三の四七、六七三の四九から六七三の五一まで、六七三の六三から六七三の六七まで、六七三の六九、六七三の七〇

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第八百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、鹿野都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり告示し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、縦覧期間満了の日までに、知事に意見書を提出することができる。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 都市計画の種類及び名称

鹿野都市計画道路

二・三・一号 鹿野浜村停車場線（変更後三・五・一号鹿野浜村停車場線）

二・三・四号 鹿野矢矯線（変更後三・五・二号鹿野矢矯線）

(1) 二・三・一号 鹿野浜村停車場線

変更する部分

気高郡鹿野町大字鹿野字金堀、字寄田ノ二及び字寄田ノ三

追加する部分

気高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前

(2) 二・三・四号 鹿野矢矯線

変更する部分

気高郡鹿野町大字鹿野字西砂田及び大字末用字中嶋

追加する部分

気高郡鹿野町大字閉野字堂ノ前並びに大字鹿野字金堀、字下岩田、

字上岩田及び字東砂田

廃止する部分

気高郡鹿野町大字鹿野字寄田ノ一、字寄田ノ二、字寄田ノ三、字

寄田ノ四、字紺屋町、字観音寺前、字桑木原、字小屋根頭、字玉

泉及び字雲龍寺前

三 都市計画の案の縦覧場所

気高郡鹿野町鹿野一七八二番地 鹿野町役場

四 縦覧期間

昭和五十五年十月七日から同月二十一日まで

鳥取県告示第八百八十二号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二号第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十五年十月七日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十五年十月七日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

| 申請人の住所及び氏名 | 道路の位置の指定場所 | 道路の幅員及び延長 |
|---------------------|--|--|
| 倉吉市小田二一九一八 山本 勝雄 | 倉吉市福守町字馬場先キ一八九一四の一部、一八九一五の一部、一九九一七、一九九一六、一九九一三、一九九一八、一八九一八及び一八九一九並びに字馬場先キ一八九一八、一八九一九及び一九九一三の地先農道 | 幅員 四・〇〇〜一三・一メートル 延長 一五五・二メートル |